

○大阪経済法科大学学費納付規程

[1995年3月24日]
[制 定]

最近改正 2023年4月24日

(総則)

第1条 この規程は、大阪経済法科大学学則及び大阪経済法科大学大学院学則に基づき、学費等の納付方法その他必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規程において学費とは、入学金、再入学金、授業料、在籍料、実習費、聴講料、履修登録料、履修料、復籍金を、その他納付金とは、受験料、手数料及び法人が徴収を委託された諸会費をいう。

(学費の納付方法)

第2条 授業料又は在籍料は、所定の金額を春学期及び秋学期に等分し、毎年春学期分は4月10日から4月30日までの間に、秋学期分は10月1日から10月20日までの間に納付しなければならない。

2 大学院生については、前項の春学期は前期、秋学期は後期とする。(以下同じ。)

3 長期履修学生の授業料は、標準修業年限分の授業料総額に相当する額を、標準修業年限に長期履修期間を加えた年数で均等割りし、春学期及び秋学期に等分し納付する。学期ごとの分割金額に千円未満の端数があるときは、その端数金額は、すべて最終の学期の分割金額に合算する。

第3条 新たに入学を許可された者は、前条の規定にかかわらず、入学金及び一学期分授業料を所定の期日までに納付しなければならない。

2 前項の規定は、再入学を許可された者について準用する。この場合において、同項中「入学金」とあるのは「再入学金」と読み替えるものとする。

3 大阪経済法科大学の学部卒業生で、大学院に入学を許可された者については、入学金の一部又は全額を減免することができる。

第4条 各種の実習を受けようとする者は、所定の期日までに実習費を納付しなければならない。

第5条 聴講料、履修登録料、履修料は、別に定める額を所定の期日までに納付しなければならない。

(授業料の延納)

第6条 授業料の延納の許可を受けようとする者は、每期毎に、本学の指定する期間内に学生部を経て学長に願い出なければならない。入学時に納付すべき授業料については延納を認めない。

2 延納を許可された者は、春学期分は7月31日までに、秋学期分は1月20日までに授業料の全額を納付しなければならない。

第7条 前条に定める延納を許可された者(当該学期において卒業又は修了が見込まれる者を除く。)が、やむを得ない事情により期日までに納付できないときは、願い出により再延納を許可することがある。

- 2 再延納の許可は、学生部において審査のうえ学長が行う。
- 3 再延納を許可された者は、春学期分は8月25日までに、秋学期分は2月25日までに授業料の全額を納付しなければならない。

(滞納者の取扱)

第8条 第2条に定める期日までに授業料又は在籍料を納付しない場合は、学生及び保証人に対して督促するとともに、各学部長又は研究科長に報告する。

- 2 再度、督促を行っても授業料又は在籍料を納付せず、春学期にあつては6月30日、秋学期にあつては12月20日までになお未納の場合は、除籍する。
- 3 前2項にかかわらず、延納(再延納を含む。)を許可された者が、所定の期日までに授業料を納付しない場合は、延納期限後ただちに除籍する。
- 4 授業料又は在籍料滞納のために除籍された者の在学の最終日付は、既に授業料を納付した学年又は学期の末日とする。

第9条 学費の滞納者は、受験資格及び卒業又は修了を認めない。

(休学中の学費)

第10条 第2条に定める期間内に休学願を提出しこれが許可された場合は、在籍料を徴収する。ただし、諸会費は全額徴収する。

- 2 休学者の既納学費は、前1項の在籍料に充当する。
- 3 前項の結果、既納学費に剰余が生じた場合は、復学時の学費の一部に充当する。

(停学中の学費)

第11条 停学中の学費は、全額徴収する。

(復籍者の学費)

第12条 学費の滞納による除籍者が除籍後1ヶ月以内に復籍を願い出て、これを許可された場合は、復籍金10,000円及び滞納学費を徴収する。

- 2 除籍後1ヶ月を経過した場合は、退学者とみなされ再入学の手続きを要し、これを認められたときは、再入学金20,000円を徴収する。

(復学者の学費)

第13条 休学者が復学を許可された場合は、当該復学年次の学費を徴収する。

(再入学者の学費)

第14条 退学者が再入学を許可された場合は、当該再入学年次の学費を徴収する。再入学金は20,000円とする。

(転学部者の学費)

第15条 転学部及び転科を許可され、学籍が異動した者には、新所属の学費を徴収する。

(編入学者及び転入学者の学費)

第16条 編入学又は転入学を許可された場合は、次の学費を徴収する。

- (1) 入学金 金額は、その年度の新入学者と同額とする。
- (2) 入学金以外の学費 金額は、当該編入学年次又は転入学年次と同額とする。

(留年者の学費)

第17条 留年した者には、当該留年次の学費を徴収する。

(受験料)

第18条 各種の受権料は、次の通りとする。

1. 大学

- (1) 入学検定料 35,000 円
- (2) 編入学検定料 35,000 円
- (3) 科目等履修生検定料 5,000 円
- (4) 再試験受験料 その都度定める。

2. 大学院

- (1) 入学検定料 30,000 円
- (2) 科目等履修生検定料 10,000 円

(手数料)

第19条 各種証明書の手数料は、次の通りとする。

<種類>	<手数料>
学生証再発行	1,000 円
各種英文証明書	500 円
在学証明書	300 円
卒業証明書	300 円
卒業(見込)証明書	300 円
修了証明書	300 円
修了(見込)証明書	300 円
学位取得証明書	300 円
学位取得(見込)証明書	300 円
成績証明書	300 円
単位取得証明書	300 円
教職取得(見込)証明費	300 円
司法試験受験証明書	300 円
就職試験推薦書	300 円
聴講生証明書	300 円
退学証明書	300 円
健康診断証明書	300 円

2 各種英文証明に特に実費を要した場合は、それを徴収する。

3 第1項にかかわらず、自動発行機を利用する場合は、手数料を200円とする。

4 一旦発行された証明書の手数料は返還しない。

(諸会費)

第20条 諸会費(委託徴収金)は、次の通りとする。

1. 大学

学 会 費	年額 4,000 円
学 友 会 費	年額 6,000 円
教 育 後 援 会 費	年額 4,000 円
校 友 会 費	年額 5,000 円

校友会費は、留年者については適用しない。

2. 大学院

学 会 費 年額 4,000 円

(学費等の返還)

第 2 1 条 すでに納めた学費その他納付金は、誤納又は重複納付があった場合を除き、これを返還しない。

2 前項にかかわらず、本学に入学を許可された者(本学専願となる推薦入学試験及びこれに類する入学試験に係る者を除く。)が、3月31日までに入学辞退を申し出た場合は、その請求により入学金を除く授業料及びその他納付金を返還する。

(期日の振替)

第 2 2 条 本規程における各種の学費納付期日が金融機関の休業日にあたる場合は、その翌営業日を期日とみなす。

附則

この規程は、昭和46年10月13日から実施する。

附則

この規程は、昭和48年5月30日に一部改正し、同日から実施する。

附則

この規程は、昭和50年4月1日に一部改正し、同日から実施する。

附則

この規程は、昭和54年4月1日に一部改正し、同日から実施する。

附則

この規程は、平成2年4月1日に一部改正し、同日から実施する。

附則

この規程は、平成3年4月1日に一部改正し、同日から実施する。

附則

この規程は、平成4年4月1日に一部改正し、同日から実施する。

附則

この規程は、1995年4月1日に一部改正し、同日から実施する。ただし、第18条第1号及び第2号の規定は、1995年度の入学出願者から適用する。本改正に伴い、学費納付規程施行細則は廃止する。

附則

この規程は、1997年4月1日から実施する。

附則

この規程は、1998年4月1日から実施する。ただし、第20条第2号の規定は、1998年度入学者については入学手続時から適用する。

附則

この規程は、1999年4月1日から実施する。

附則

この規程は、1999年9月1日から実施する。

附則

この規程は、2000年7月3日から実施する。

附則

この規程は、2000年12月1日から実施する。

附則

この規程は、2002年7月1日から実施する。

附則

この規程は、2003年3月3日から実施する。

附則

この規程は、2005年4月1日から実施する。ただし、第16条及び第20条の規定は、2005年度入学者については入学手続時から適用する。

附則

この規程は、2007年4月1日から実施する。

附則

この規程は2015年4月1日から実施する。ただし、第2条、第3条、第18条及び第20条の規定は、2015年度入学者については入学手続時から適用する。

附則

この規程は、2024年4月1日から施行する。ただし、第16条の規定は、2024年度編入学者及び転入学者については、入学手続時から適用する。